

公共施設等総合管理計画の 簡素化及び記載事項の見直し

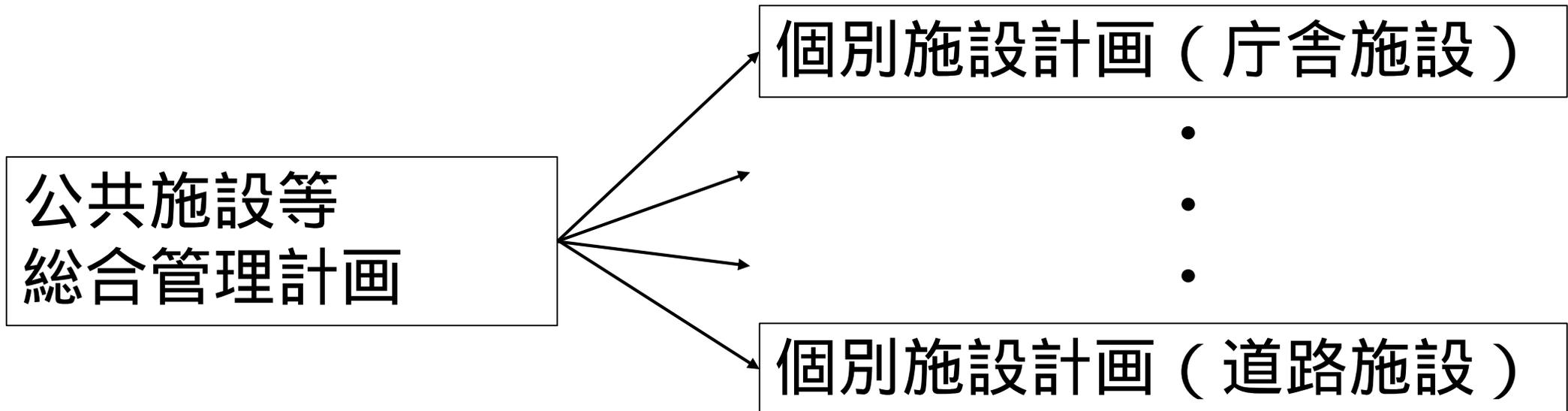


計画の概要

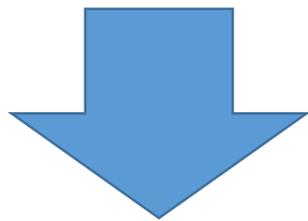
地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、
地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画

【求めること】

- ・ 公共施設等総合管理計画を簡素化すること。
- ・ 各施設類型の個別施設計画で定めている記載事項との重複はなくすこと。



どのように簡素化されれば支障が解決されるか。



具体的には、「令和4年4月1日付け改訂 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」（以下、指針という。）で示される「記載すべき事項」および「総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項」において指示している内容を簡素化する。

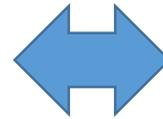
総合管理計画と個別施設計画で重複して記載を求められている項目の例示

【総合管理計画】

指針の「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」より

点検・診断等の実施方針
今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。

維持管理・更新等の実施方針
維持管理・更新等の実施方針などを記載すること。



【個別施設計画】

「インフラ長寿命化基本計画の体系」より

4．個別施設の状態等：
点検・診断によって得られた各施設の状態について、施設毎に整理

5．対策内容と実施時期：
各施設の状態等を踏まえ、次期点検・診断や修繕・更新等の対策の内容と時期を明確化

個別施設計画では各施設類型に応じた点検や更新を計画している。総合管理計画では「道路」と「学校」等、用途の異なる各分野に共通した記載をすることが困難であり、個別施設計画の内容を施設類型毎に再掲することとなる。

「総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項」の内容の簡素化について、記載不要な項目や、記載内容が圧縮できると考える項目等

前述の他、指針に記載の

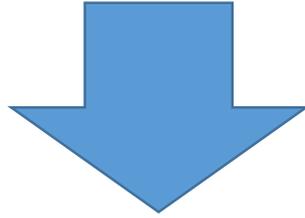
- 「安全確保の実施方針」
- 「耐震化の実施方針」
- 「長寿命化の実施方針」
- 「ユニバーサルデザイン化の推進方針」
- 「脱炭素化の推進方針」

等についても各個別施設計画に記載するほか、各関係法令（建築基準法、消防法等）に基づく取組も行われており、総合管理計画には記載不要または圧縮可能

【不要な労力、非効率となっていること】

- 各分野の個別施設計画で記載済みの項目を再掲したり、計画期間や集計方法の異なる各計画間の数値を再調整したりする必要がある。
- 施設の再編等の中長期的な方針について、合意形成には時間がかかるため、一律に定められた期限までに、財源の裏付けのある中長期的な経費の見込みを作成するのは大変難しい。結果として、財源の裏付けがなく、実効性のない計画とならざるを得ない。（次スライドで提案）

更なる事務負担軽減のために求める見直し内容
(一律に定められる総合管理計画の見直し期限について)



- ・一律に定められた期限とは、総合管理計画の見直し期限（「令和3年1月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知」において定められたもの）のことである。総合管理計画の計画期間は各地方公共団体でそれぞれ定めており、定められた見直し時期と計画期間の終了とが近いと、度々計画策定・見直しに時間を割かれることになる。
- ・また、計画期間終了（次期計画策定）に向けて、各施設の方針について議論を進めている場合、その途中で公表する数値は議論が不十分なものになる。
- ・計画見直し時期は、各地方公共団体が判断できるものとする。

国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止

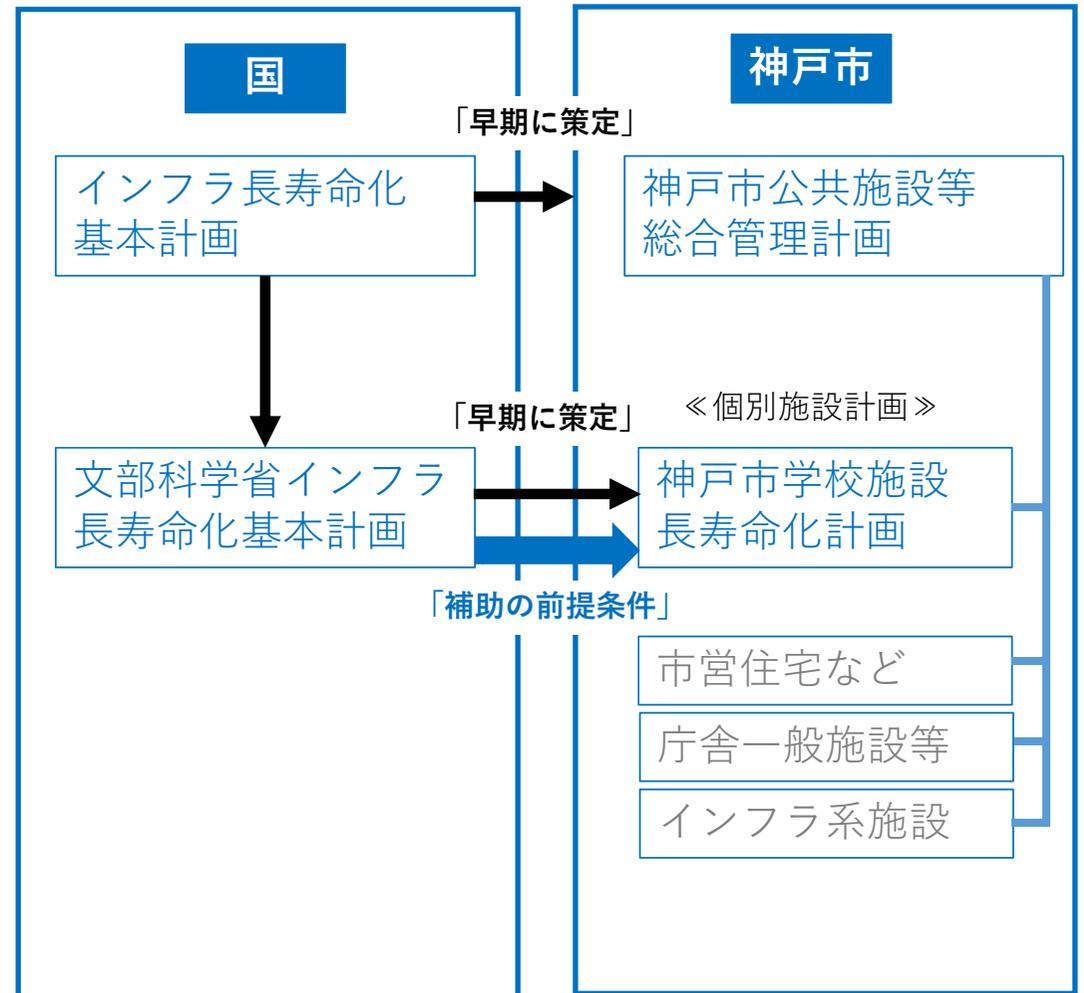
令和4年7月



長寿命化計画の位置付け

・2013年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」において、各地方団体は、2020年頃までに個別施設ごとの個別施設計画の策定が求められた。

・神戸市では、文部科学省策定の「計画策定にかかる手引き」等を参考に、「神戸市学校施設長寿命化計画」を2019年に策定した。本計画は、「神戸市公共施設等総合管理計画」の個別施設計画としても位置付けられている。



支障（財政措置の前提条件化など）

・長寿命化改修等を進めるためには、国庫補助金や市債の活用が必要となっているが、現在、個別施設計画の策定が、国庫補助事業申請などの財政措置の前提条件となっている。

・文部科学省インフラ長寿命化計画においては、上記のほか、計画見直し時に盛り込むべき項目、見直し時期、などについても地方団体に求めることとされている。

文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）（抜粋）

（3）個別施設計画の内容充実や適時の計画の見直し

○文部科学省は、全ての公立文教施設について、早期に個別施設計画を策定するよう個別施設計画策定の進捗状況について定期的に把握・公表するとともに、今後は、公立学校施設については個別施設計画の策定を交付金事業に係る申請の前提条件とし、個別施設計画が未策定の設置者に対して、早期に策定するように促す。

○また、文部科学省は、各設置者に対して、策定した個別施設計画について、計画の見直しの際には重要項目の全てやトータルコストの縮減・予算の平準化の記載を盛り込むよう促す。

○さらに、文部科学省は、各設置者に対して、策定した個別施設計画が公共施設等総合管理計画の内容を踏まえつつ、各設置者の教育ビジョン等に掲げられた施策や、社会状況の変化等を踏まえた、新しい時代の学びを実現するための公立文教施設の整備に繋がるものとなるよう、適時に（5年程度とすることが望ましい）見直すよう促す。

○加えて、文部科学省は、策定した個別施設計画の内容の把握のため、必要に応じて調査項目を精査しつつ、定期的に個別施設計画の実態を調査するとともに、その調査結果を比較可能な形で見える化し、計画の内容を充実するよう促す。

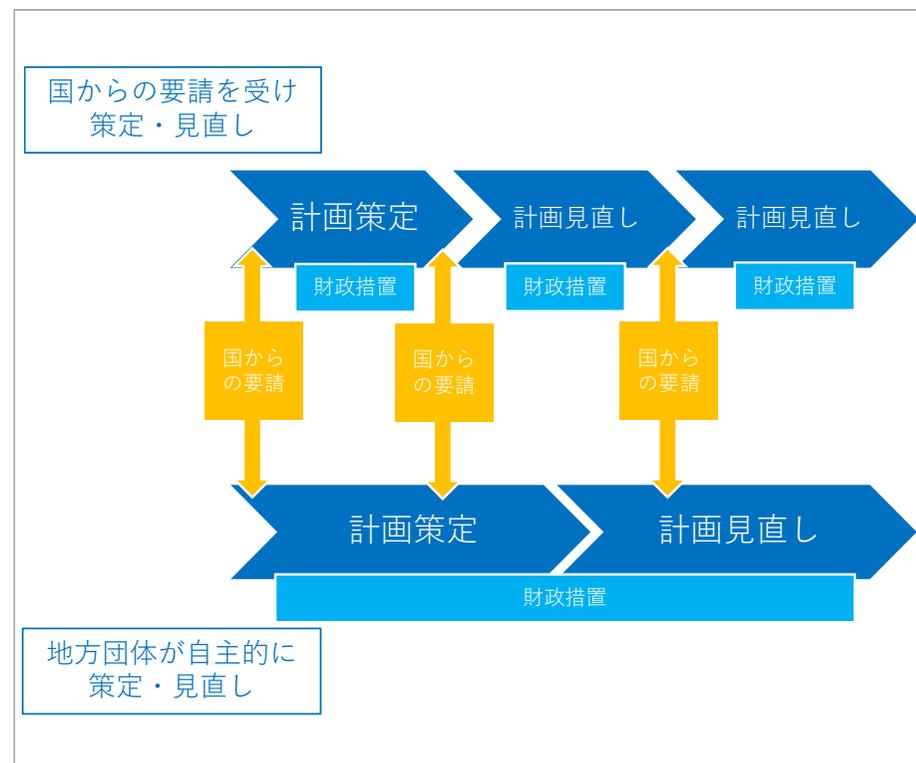


提案内容

今後、地方団体が行う学校施設整備の推進に対し、国が財政措置を行うにあたって、個別施設計画（学校施設長寿命化計画）の策定・見直しを前提条件としないこと

・今後、国の要請に基づき、計画策定・見直しを求められた場合には、新たな事務負担が発生する。

・地方団体では、学校施設の長寿命化改修等の推進にあたっては、施設の状況や予算、実施体制等を含めた、地方団体の現状を踏まえ、計画的に進めている。現計画を見直す場合は、必要に応じて、地方団体が自主的に行う。



国の交付金に係る 施設整備計画作成の省略化について

愛知県教育委員会
令和4年7月13日

国の交付金交付にかかる事務処理について（現状）

概要

- 地方公共団体は、国の交付金の交付を受けようとするときは、当該団体が設置する義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画を作成しなければならない。
- 地方公共団体は施設整備計画を作成又は変更したときは（当該市町村の属する都道府県の教育委員会を經由して）文部科学大臣に提出しなければならない。

根拠法令

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項、4項

対象交付金

学校施設環境改善交付金

<施設整備計画の記載内容>

- 1：名称
- 2：計画期間
- 3：目標 ①老朽化対策、②安全・安心な教育環境の確保、③教室不足の解消等、
④教育環境の質的向上、⑤施設の特性に配慮した教育環境の充実
- 4：学校施設の整備状況 (1)学校数等、(2)整備計画の策定状況
- 5：目標の達成状況に係る評価
- 6：目標達成に必要な事業（学校ごと）

国の交付金交付にかかる事務処理について（課題）

課題 法令上作成が義務付けられている「施設整備計画」には、他の書類で代替し得ると考えられること。（＝書類作成に伴う事務負担の発生）

施設整備計画と他計画について

計画名	施設整備計画	個別施設計画	建築計画
策定主体	都道府県及び市町村（特別区を含む）	各インフラの管理者（各教育委員会）	都道府県及び市町村（特別区を含む）
根拠法等	・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律等	・インフラ長寿命化基本計画 ・学校施設の長寿命化計画策定に係る手引	・令和〇年度建築計画（〇月調査）について（事務連絡）
策定 任意 or 義務	義務	任意	任意
策定目的・趣旨	・公立の義務教育諸学校等施設の老朽化状況等の適切な実態把握の下、地域特性等を活かした学校づくりを進めるため。	・インフラ長寿命化基本計画に基づき、 <u>インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組</u> の方向性を明らかにするため。（インフラ長寿命化基本計画より抜粋）	・国の次年度予算要求の基礎資料（文科省と各自治体間における専用システムで提出等がなされている）
計画期間 策定頻度	・緊急の課題を迅速に進めていく観点から、 <u>3年以内</u> （基本計画） ・公立の義務教育諸学校等施設に係る改築等事業（改築、改造、新築、増築など）の実施に要する経費に係る交付金を受ける場合（法12条1項2項）	・少なくとも <u>10年以上を見据えた中長期的な計画</u> とし、進捗状況のフォローアップ結果等を踏まえて、 <u>5年程度</u> を目安に計画を更新することが望ましい。（インフラ長寿命化基本計画）	・原則 <u>単年度</u> （大規模で複数年度にまたがる工事についても、特段の事情が無い限り <u>2年以内</u> ）

国の交付金交付にかかる事務処理について（課題）

記載項目の対応関係

施設整備計画	個別施設計画	建築計画
1 名称	・ 名称	名称
2 計画期間	・ 計画期間	計画期間
3 目標 ① 老朽化対策 ② 地震、津波等災害への備え ③ 防犯対策など安全性確保 ④ 教育環境の質的向上 ⑤ 施設の特性に配慮した教育環境の充実	・ 対象施設 ・ 学校施設としての機能・性能を踏まえた目指すべき姿 ・ 学校施設の改修等の基本的な方針	・ 交付金の対象校、建物 ・ 対象事業（交付金該当メニュー）
4 学校施設の整備状況 ① 学校数等 ② 整備計画の策定状況	※記載はないが交付金交付上支障なし （個別施設計画そのもの）	・ 整備計画の策定状況 ・ 事業に関する事項（学校ごと）
5 目標の達成状況に係る評価	本県実施の「管理事業評価調書」の 実施・公表	
6 目標達成に必要な事業 （学校ごと）		・ 事業に関する事項 （学校ごと）

施設整備計画と他計画の記載項目について（例）

①施設整備計画（様式3）

学校等の名称	目標	事業区分	整備方針				事業全体の整備面積等 【負担金事業を含む】		事業全体の概算工事費 【負担金事業を含む】		事業実施年度 (予定)	備考
			事業単位	建物区分	構造区分	全事業期間 (契約～完成)	(㎡、箇所等)	うち、 補助対象 面積等	(千円)	うち、対象内 実工事費 (千円)		
〇〇学校	(1)	07	大規模改造(障害)	校	-	H31.6～H32.2	1	1	68,430	68,430	平成31年度	
△△学校	(5)	14	特支(幼・高)	校	-	H31.6～H32.2	878	402	162,230	143,793	平成31年度	
××学校	(1)	06	大規模改造(老朽)	校	-	H31.6～H32.2	1,146	1,146	187,020	187,020	平成31年度	

※様式1・2（整備目標等）は省略

②建築計画

番号	区分	学校名	事業名	建物	構造	面積 (㎡、 箇所 等)	単価 (円)	地域 区分	配分基礎額 算定用数値		配分基礎額 (千円)	実工事費			算定 割合	算定後 配分基礎額 (千円)	算定後 実工事費 (千円)	設計完了 年月	契約 年月	工期	調査項目	詳細情報	耐震化状況		
									改修 比率 (%)	停止 階数 等		工事費 (千円)	設計費等 (千円)	計 (千円)									取り 壊さ れる 棟数	S56 以前 建築	S57 以降 建築
1	前回と同じ		特支(幼・高)	校	S	3,298	197,000円				649,705千円	1,125,633千円	61,491千円	1,188,124千円	1/2	324,853千円	395,041千円	R2.2	R2.7	R2.7～R4.3	国土(記載済)、個別(済)、EV設置、未点検(新築) 負担金併行 特支(小中) I期工事:R2.6～R3.3 366㎡ 実工事費 132,013千円 II期工事:R3.4～R4.2 3,298㎡ 実工事費 1,188,124千円 計 3,664㎡ 1,320,137千円	負担金併行			
4	前回と同じ		大規模改造(トイレ)	校		124	309,600円				36,590千円	36,560千円	5,113千円	41,673千円	1/3	12,798千円	13,891千円	R3.2	R3.4	R3.6～R4.2	国土(記載済)、個別(済)、点検済 S62築				

交付金算定に必要な情報（学校名、事業の内容、面積、工事費等）は建築計画に記載されており、施設整備計画と類似している

課題を踏まえての提案内容（解決策）及び効果について

提案内容

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」第12条第2項及び第4項に定める「施設整備計画」を、地方公共団体作成の「個別施設計画」及び文部科学省通知に基づき作成する「建築計画」で代替可能とする。

※ 法律自体の改正は必要でなく、「読み替え」が可能かと思われる。

効果

現行作成している「施設整備計画」について作成を省略化することにより、事務負担の軽減が図られる。